

## 取引基本契約書

締結日 20xx 年 x 月 xx 日

甲 ○○○○株式会社  
印

乙 東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MT ビル 14F  
ギャラントパートナーズ株式会社  
代表取締役  
大西 健介  
印

上記甲（発注者）と上記乙（受注者）とは、甲乙間の業務委託取引にかかる基本的事項について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。その証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲が乙に、以下各号記載の業務（例示。以下委託する業務を「委託業務」という。）を委託し、乙がこれを受託のうえ履行するに際し、甲乙双方が遵守すべき事項及び本契約に基づき甲乙間で締結される個別契約（詳細は第2条に定める。以下「個別契約」という。）に共通して適用される基本的、通則的事項を定める。なお、個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、当該個別契約に限り、その規定が本契約に優先して適用される。

- （1） コンサルティング業務
- （2） プログラムの開発業務
- （3） プログラムの保守・運用業務
- （4） 作業請負業務

## 第2条（個別契約）

1. 甲及び乙は、業務に着手する前に、以下各号のうち必要となる取引条件を定めた個別契約書、又は注文書及び注文請書（それぞれ名称を問わない）を取り交わす。なお、乙は、注文書を受諾しない場合は、速やかに書面にてその旨を甲に通知する。

- （1） 具体的業務の内容（範囲、仕様 等）
- （2） 契約類型（準委任・請負）
- （3） 作業期間又は納期
- （4） 作業スケジュール
- （5） 甲及び乙の役割分担
- （6） 管理責任者
- （7） 乙の現場責任者
- （8） 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等
- （9） 作業環境
- （10） 委託料及び支払方法
- （11） 必要経費に関する事項
- （12） 納入物の明細及び納入場所
- （13） 検査又は確認に関する事項
- （14） その他必要な事項

2. 個別契約は、甲の調達部門の責任者の印のある書面によってのみ成立する。当該印のない書面（メール含む）又は口頭での依頼に関して、甲は何らの責任を負わないものとする。

## 第3条（適用条項）

本契約の「準委任条項」は、契約類型（前条第2号記載。以下同じ。）が準委任の個別契約のみに適用され、「請負条項」は、契約類型が請負の個別契約のみに適用される。

#### 第4条（責任分担）

甲及び乙は、委託業務の目的が甲乙両者の共同作業を通じてはじめて達成されるものであることを認識し、相互に本契約及び個別契約に定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に履行するとともに、相手方の分担作業に対しても誠意をもって協力する。

#### 第5条（使用者責任）

乙は、委託業務を担当する乙の従業員につき、使用者として法律に規定された全ての義務を負う。また、乙は、乙の従業員が本契約に定める義務を遵守するよう、指導監督し管理する義務を負うものとする。

#### 第6条（管理責任者）

1. 甲及び乙は、それぞれの従業員の中から委託業務の履行及び管理に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、個別契約に記載する。
2. 甲及び乙は、管理責任者の変更を要するときは、その理由及び変更対象者名を、事前に文書により相手方に通知する。
3. 乙は、乙の従業員の中から管理責任者のほかに現場責任者を選任する。現場責任者は、乙の従業員に指揮命令し、委託業務の作業要領と作業計画に基づき、甲と協議のうえ委託業務を履行する。

#### 第7条（業務の履行）

1. 乙は、委託業務を、甲の指定する手法を用い、善良なる管理者の注意をもって履行する。
2. 乙は、甲の要求により、委託業務の作業計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。
3. 乙は、甲の要求により、その都度委託業務の進捗状況を甲の指定する様式にて報告する。
4. 乙は、委託業務の履行が困難なとき、又は成果物を納期までに納入することが困難であることが予測されたときは、遅滞なくその理由を付してその旨を甲に連絡し、甲の指示に従う。
5. 甲は、必要に応じて、乙の管理責任者と協議のうえ、乙の作業計画及び人員計画等の修正又は変更を求めることができる。

#### 第8条（OA 機器の提供等）

1. 甲から乙へのセキュリティ機器、OA 機器等の貸与が伴う場合、乙は、下記を遵守するものとし、必要に応じて貸与品にかかる貸借契約を別途書面にて締結する。

記

貸与品には、甲の機密情報が含まれる場合があることを認識し、いかなる場合も、甲の機密情報が漏洩しないよう、貸与品を厳重に管理する。万一、乙の管理不行き届きにより、甲の機密情報等が漏洩したときは、甲が被った直接かつ現実に蒙った通常

損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。

2. 乙が甲の事業所内で委託業務を実施する必要がある場合、甲は乙の作業場所を甲の作業場所と区分するために、別区割の確保、表示等の便宜を図る。

#### 第9条（資料等の提供）

1. 甲は、乙に対し、乙が委託業務を履行するうえで必要となる資料を適宜乙に提供する。
2. 乙は、前項の資料につき本契約に定める機密保持義務を遵守するほか、善良な管理者の注意をもって取り扱う。
3. 乙は、個別契約が終了したとき、甲から返還を求められたとき、その他提供の必要がなくなったときは、直ちに当該資料を甲に返還する。

#### 第10条（委託業務の変更）

甲及び乙は、委託業務の内容を変更することができる。この場合、甲乙協議のうえ、改めて個別契約を書面により締結する。

#### 第11条（委託料等）

1. 甲は、委託業務の対価として、乙に委託料を支払うものとする。
2. 委託業務遂行に伴い必要となる諸費用（以下「必要経費」という。）の負担については、甲乙協議のうえ個別契約に定めるものとする。なお、特に個別契約に定めがない場合は、必要経費は委託料に含まれる。

#### 第12条（再委託）

1. 乙は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託することができない。ただし、次項以下に基づき、事前に書面で甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
2. 乙は、委託業務の一部を第三者に委託することを希望するときは、当該業務の範囲、委託先の名称及び履歴、その他の必要事項を書面で甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。
3. 甲の事前書面承諾に基づき、乙が委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託する場合、乙は、再委託先に対し、本契約及び個別契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、乙自身も、本契約及び個別契約に定める乙の責任を負うものとする。

#### 第13条（有償支援）

1. 乙の責に帰すべき事由により、乙が納期までに委託業務を完了することができない場合、甲は乙から遅延損害金を徴収し、納期を延期することができる。
2. 乙が個別契約の本旨に従った委託業務の履行ができない場合、甲は、乙と協議のうえ、乙の委託業務を自ら又は第三者をもって代行又は支援させることができる。この場合、甲は、甲又は当該第三者が代行又は支援した人工数に基づく金額、及び甲手数料を乙に

請求できるものとする。

#### 第 14 条（機密保持）

1. 本契約において機密情報とは、有形無形を問わず、本契約及び個別契約の締結前の交渉の段階並びに委託業務遂行のために甲及び乙が相手方に開示した一切の技術的、営業的情報（以下「機密情報」という。）をいう。ただし、以下各号に該当するものは除く。
  - （1） 機密保持義務を負うことなくすでに保有していた情報。
  - （2） 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
  - （3） 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に開発した情報。
  - （4） 開示を受けた時にすでに公知であった情報。
  - （5） 本契約に違反することなく公知となった情報。
2. 甲及び乙は、以下各号の事項を遵守のうえ、機密情報を機密に保持する。なお、甲乙間で、本契約と別途甲所定の「情報漏洩防止に関する契約書」が締結された場合は、原則として当該契約書の規定を本条の規定に優先して適用する。
  - （1） 全ての機密情報を厳重に保管・管理し、事前に書面で相手方の承諾を得た場合を除き、第三者に開示しない。ただし、再委託先については事前書面承諾は不要とする。なお、相手方の事前書面承諾を得て機密情報を第三者に開示する場合、及び再委託先に機密情報を開示する当事者は、当該第三者及び再委託先との間で、本契約と同等の機密保持契約を締結しなければならない。
  - （2） 相手方の指示ある場合のほか、機密情報につき、複製、翻訳、改変、その他機密を漏洩する恐れがある行為をしない。
  - （3） 甲乙間で定めた目的以外の目的で使用しない。
3. 甲及び乙は、相手方から機密情報（複製物等がある場合はこれを含む。）の返還要求があったとき、又はその利用目的が終了したときは、速やかに機密情報を相手方に返還又は相手方の指示に基づき破棄する。
4. 甲及び乙は、委託業務に関連して、相手方に関する事項を広告、新聞、学会その他の手段により公表する場合は、事前に書面で相手方の承諾を得るものとする。
5. 甲及び乙の従業者が、相手方の管理する建物構内に入場するときは、相手方の定めた服務規定、機密保全規則その他の規則に従う。
6. 甲は、随時監査員を派遣して、乙における機密情報の管理状況を監査することができる。
7. 本契約の締結をもって、従前甲乙間で締結されていた機密保持にかかる契約（書面であると口頭であるとを問わない。ただし、本条第 2 項に定める「情報漏洩防止に関する契約書」を除く）は失効し、本契約の規定が遡って適用される。

#### 第 15 条（権利の帰属）

1. 本契約及び個別契約に従い乙が甲に納入する物（以下「納入物」という。）の所有権は、

準委任条項又は請負条項に規定する完了確認の時をもって、乙から甲に移転する。

2. 納入物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、及び委託業務履行の過程で生じた発明、考案、アイデア、ノウハウその他の知的財産権（特許その他の産業財産権を受ける権利を含む。）は、次項の場合を除き、甲に帰属する。乙は、甲から請求がある場合は、特許法その他の法律に基づく所定の手続を行う。
3. 納入物に、乙又は第三者が従前から保有する著作権及び/又は発明等が含まれているときは、当該権利は乙又は当該第三者に留保される。この場合、当該権利の使用許諾料は委託料に含まれるものとする。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをしようとする場合は、個別契約に定める。
4. 甲は、乙が従前から保有していた著作権及び/又は発明等を含め、納入物を、複製、翻案、改変、又は任意の表示氏名で公表するなど、自由に使用できるものとする。乙は著作者人格権を行使しない。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをしようとする場合は、個別契約に定める。

#### 第 16 条（第三者の知的財産権侵害）

1. 乙は、委託業務の内容及び納入物が、第三者の日本国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「第三者の知的財産権」という。）を侵害していないことを保証する。
2. 前項の保証にかかわらず、委託業務に関し第三者の知的財産権侵害を理由として何らかの請求又は訴訟が提起された場合、乙は、自己の責任と負担において当該請求等を解決する。

#### 第 17 条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害の賠償を請求できる。

#### 第 18 条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙何れか一方より相手方に対して文書による解約の意思表示が無い限り、本契約は更に 1 年間延長され、以後も同様とする。

#### 第 19 条（期中解約）

甲及び乙は、本契約及び個別契約の解約を希望するときは、相当な期間（少なくとも 1 か月以上）を設けてその旨を相手方に通知する。当該通知に基づき、甲乙双方誠実に協議を行い、解約が合意に至った場合は、解約にかかる諸条件を記載した書面を締結することにより、本契約及び/又は個別契約を解約する。

## 第 20 条（解除）

甲及び乙の何れか一方が以下各号の一に該当した場合、相手方是何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約又は個別契約の履行を怠ったとき。その他、本契約又は個別契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意又は過失により相手方に損害を与えたとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があった場合、若しくは公租公課を滞納し督促を受けた場合。
- (4) 手形、小切手が不渡となり手形交換所の取引停止処分を受けた場合、又はこれに類する信用不安の状況に陥った場合。
- (5) 破産、民事再生、会社更生、特定調停、その他倒産手続開始の申立があった場合。
- (6) 合併、解散、清算、若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。
- (7) 第 23 条に違反した場合。
- (8) その他、前各号に準ずるような、本契約及び個別契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合。

## 第 21 条（解除後の措置）

前条に基づく解除により本契約が終了したときの措置は、次のとおりとする。

- (1) 甲が解除事由に該当したとき  
甲は、乙に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに乙に弁済しなければならない。
- (2) 乙が解除事由に該当したとき  
乙は、解除時点までに生じた委託業務の成果（有形・無形を問わない）を、甲の求めに応じ、解除時点までに乙が完了した業務にかかる委託料の支払請求なしに、甲に引き渡さなければならない。ただし、甲乙協議のうえ別段の定めをすることを妨げず、その場合は別途書面にて定める。
- (3) 甲及び乙は、解除により損害を被ったときは、前 2 項と重疊的に損害賠償を請求する権利を有する。

## 第 22 条（地位譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約及び個別契約に基づく自己の地位を第三者に譲渡してはならない。

## 第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、以下各号に掲げる事項について保証する。
  - (1) 自己又は自己の委託先若しくは調達先が、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、

- 総会屋、その他反社会的手段を用いて経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、今後もそのようなことがないこと。
- (2) 自己の取締役、監査役若しくはこれらに準ずる役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が反社会的勢力ではなく、今後もそのようなことがないこと。
- (3) 反社会的勢力を利用していないこと、及び今後も利用しないこと。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等の提供又は便益の供与等を行っていないこと、及び今後も行わないこと。
- (5) 自己若しくは自己の従業員等により、又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞等を用いて、相手方又は第三者の名誉を毀損し又は業務を妨害していないこと、及び今後も行わないこと。
- (6) 自己の親会社又は子会社が、前各号に定める事由に該当しないこと。
2. 甲及び乙は、前項各号のいずれかに違反した場合、又はそのおそれがある場合、直ちに相手方に通知する。

#### 第 24 条（輸出等の処置）

委託業務の履行にあたり、甲が乙に貸与又は提供する製品、付属装置、部品、修理品等の貨物の他、仕様書、プログラム、図面、取扱説明書、及びトレーニング等の技術（以下、総称して「貸与品等」という。）の直接又は間接輸出等の取扱いに関しては、次の通りとする。

- (1) 乙は、貸与品等の全部若しくは一部を、単独で又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として、次の事項に該当する取扱いをする場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。
- ① 輸出するとき
  - ② 海外に持ち出すとき
  - ③ 非居住者へ提供するとき又は使用させるとき
  - ④ 日本国籍又は日本の永住権を持たない者へ提供するとき又は使用させるとき
- (2) 乙は、貸与品等の有無に関わらず、甲の構内において行う作業について、前号③、④に該当する場合には、入場開始前に甲の書面による承諾を得るものとする。
- (3) 乙は、甲の事前書面承諾を得て第 1 号に該当する取扱いをする場合は、次の各事項を遵守する。
- ① 乙は、貸与品等の全部又は一部を、核兵器若しくは化学兵器及び生物兵器並びにこれらを運搬するためのミサイル等の大量破壊兵器又は通常兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的を有する者に販売、賃貸、譲渡又は使用許諾等をしないことはもとより、当該目的で自ら利用し又は第三者に利用させないものとする。
  - ② 乙は、貸与品等を輸出等する場合は、「外国為替及び外国貿易法」等の輸出関連法規の定めに従い必要な手続を講じるものとする。また、貸与品等が米国



輸出管理規則(EAR)等の外国法規の適用を受ける場合は、その法規に基づき所定の手続を同様に講じるものとする。

- ③ 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た第三者に対し、貸与品等の全部又は一部を貸与又は提供する場合、当該第三者に対し、乙の責任で前 2 号の定め及び当該第三者以外に提供、開示等を行わないことを遵守させるものとする。
  - ④ 乙は、乙がプログラムを発注及び貸与品等を提供する相手に対し、相手の国の輸入及び関連法令遵守を義務付けると共に、相手国から日本へのプログラム送付は輸出にあたることを認識させ、相手国の輸出関連法令遵守を義務付けるものとする。
- (4) 甲は、乙の輸出管理の管理状況について随時乙から報告を求めることができ、また必要に応じ、乙の事業所・事務所等に立ち入り、検査できるものとする。
- (5) 乙は、輸出管理において必要な措置の指示があった場合は、乙の責任のもと是正措置を講じるものとする。但し、具体的な対応については、甲乙協議して定めるものとする。

#### **第 25 条（不可抗力の免責）**

1. 天災地変、戦争、暴動、火災、洪水、伝染病、検疫による制限及び禁輸措置、その他甲及び乙の制御不能な事由により、甲又は乙が本契約上の義務を履行できないときは、相手方はこれを免責する。
2. 前項の場合、甲及び乙は、相手方と協力して、損害を最小限にとどめる合理的な措置を講じなければならない。

#### **第 26 条（存続条項）**

本契約の終了にかかわらず、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、及び第 34 条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### **第 27 条（準拠法、合意管轄）**

本契約及び個別契約の準拠法は日本法とし、本契約及び個別契約について紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 28 条（協議事項）**

本契約及び個別契約に定めのない事項、及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。なお、解決にあたり費用が発生したときは、甲乙何れか一方の責に帰することが明らかな場合を除き、原則として甲乙平等にその費用を負担する。

## 準委任条項

### 第 29 条（完了確認）

1. 乙は、委託業務の完了後、速やかに完了報告書を作成し、甲に提出する。
2. 甲は、完了報告書の受領後、別段の定めがない限り 3 週間以内に、委託業務が個別契約に定められた仕様に合致するか否かを検査する。
3. 前項の検査の結果が合格のときは、甲は、その旨を乙に通知するものとし、当該通知の日付をもって、委託業務が完了したものとする。なお、前項の期間内に、甲から何らの通知がなされない場合は、当該期間経過日に、委託業務が完了したものとみなす。

### 第 30 条（委託料の支払方法）

1. 乙は、毎月末日に当月分の委託料を締め切り、翌月末日までに消費税と合わせ甲に請求する。甲は、請求を受けた月の翌月末日までに、委託業務の完了を条件に、当該請求金額を乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。当該振り込みに要する銀行手数料は甲の負担とする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が下請代金支払遅延等防止法に基づく下請業者（以下「下請業者」という）に該当する場合で、かつ委託業務の期間が 1 か月未満の場合、甲は、委託業務期間末日の属する月の翌月末日までに、委託業務の完了を条件に、乙の請求の有無にかかわらず、委託料を支払うものとする。なお、前項及び本項の当該振り込み期日が銀行休業日の場合、甲は、翌銀行営業日に支払うことができる。

## 請負条項

### 第 31 条（完了確認）

1. 乙は、委託業務の完了後速やかに、当該完了した委託業務の成果（有形・無形を問わない。以下「請負成果」という。）を甲に提出する。
2. 甲は、請負成果の受領後、別段の定めがない限り 3 週間以内に、請負成果が個別契約に定められた仕様に合致するか否かを検査する。
3. 前項の検査の結果が合格のときは、甲は、その旨を乙に通知するものとし、当該通知の日付（以下「検査完了日」という。）をもって、委託業務が完了したものとする。なお、前項の期間内に、甲から何らの通知がなされない場合は、当該期間経過日に、請負成果は検査に合格したものとみなす。
4. 検査の結果が不合格のときは、甲は乙にその旨を通知する。乙は、速やかに不具合を修正のうえ、あらためて甲の検査を受けなければならないが、以降の手続は前項と同様とする。なお、通常の検査は 2 回までとし、検査が 3 回以上におよんだ場合、甲は以降の検査に要した人工数を乙に請求できるものとする。

### 第 32 条（委託料の支払方法）

1. 乙は、検査完了日の属する月の翌月末日までに、委託料と消費税と合わせ甲に請求する。甲は、請求を受けた月の翌月末日までに、当該請求金額を乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。当該振り込みに要する銀行手数料は甲の負担とする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が下請業者の場合、甲は、請負成果の納品日の翌月末日までに、検査完了を条件に、乙の請求の有無にかかわらず、委託料を支払うものとする。
3. 前 2 項の何れの場合であっても、当該振り込み期日が銀行休業日の場合、甲は、翌銀行営業日に支払うことができる。

### 第 33 条（危険負担）

請負成果が、甲及び乙の責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合、その危険は、検査完了日までは乙が負担し、検査完了以後は甲が負担する。

### 第 34 条（瑕疵担保責任）

1. 検査完了日以降 1 年以内に、通常の検査では発見できない瑕疵が発見されたときは、乙は、当該瑕疵について補修の責めに任じるものとする。
2. 前項の瑕疵に起因して甲が損害を被った場合、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求できる。

以上

### 特約条項